

# 急激な経済不況に伴う家計困窮学生並びに 内定取消学生に対する緊急支援策について

山中健正

(佐賀大学 学務部 学生生活課長)

## 一 はじめに

佐賀大学は、本学憲章に謳っているように高等教育の未来を展望し、社会の発展に尽くす「教育先導大学」を、また、目的をもって活き活きと学び行動する学生中心の大学づくりを進める魅力ある大学を目指す、九州の北部、佐賀市に位置し文化教育学部、経済学部、医学部、理工学部、農学部、五学部等（院生含め七三〇〇名強）を擁する佐賀県唯一の総合大学です。入学者の出身県は福岡、佐賀、長崎の順で多く全入学者の七割を占めています。また、一〇〇を超える海外の大学と学術・教育交流協定を結び、全学生の五パーセントに近い三〇〇名強の留学生在が在籍し

ています。佐賀県人の気質同様決して目立ちたがりの大学ではありませんが、昨今は、「のどかなくせに国際派」というテレビCMを流して留学生の多さをアピールしたり、さらに、本学学生センターのHP内に生息していた「カッチーくん」（学章の「県鳥かちがらす」をモチーフ）が、平成二〇年に、本学公認のマスコットキャラクターとして誕生してからは、緩々、着実に本学のPRをしています。

## 二 本学における経済支援の現状

ここでは、特に経済支援として授業料免除及び奨学金制度について述べます。まず、授業料免除等については、国

立大学法人になってからも、法人化前と同様に事務次官通知「国立学校の授業料等免除及び徴収猶予取扱要領について」等を踏襲し、実施（一般枠）してきました。

今回の緊急支援策を行う前（平成二〇年度）の実施状況を示すと、入学料免除（収入予定額の四％の範囲内）については、\*申請者数八一名、全額免除者数一五名、半額免除者数四名です。

そして授業料免除（収入予定額の五・八％の範囲内、加えて、平成一九年度政府予算「社会人教育支援経費（「再チャレンジ支援経費）」のうち授業料減免関係三〇、〇八九千円）については、申請者数九五六名（うち一般枠八七七名）、全額免除者数九九名、（うち一般枠五二名）半額免除者数七四三名（うち一般枠七二三名）です。学生全体の約一二・九％が授業料免除を申請し、約一一・四％が免除（免除者比率＝全額一・三％、半額一〇・一％）されています。なお、本学は免除基準を満たした申請者に対し、予算の範囲内で一律に半額免除とし、残額が生じる場合は、経済的困窮度の高いものから順に全額免除としています。従って、ある意味全額免除対象者（＝適格五八一名）の八割強が半額免除の恩恵しか受けられない状況になっています。

\*員数は、前後期の延べ人数を二で除した数です。

因みに、法人化した平成一六年度の実施状況は、学生全体の約一〇・二％が授業料免除を申請し、約九・四％が免除（免除者比率＝全額一・七％、半額七・七％）となっています。平成一六年度と比べると、平成一九・二〇年度に免除基準が若干緩い再チャレンジ支援経費を別枠算入しているのが単純比較できませんが、免除申請が増えている（二・七ポイント）のに伴い免除者も相応に増えています（二・九ポイント）。

次に、奨学金制度については、平成二一年三月一日現在の奨学金受給状況を示すと、日本学生支援機構からは、第一種一、三六七名、第二種二、四八八名です。地方公共団体その他（大学を経由しての交付のみ）からは、八二名で全学生の五三・九％が何らかの奨学金を受給しています。なお、法人化した平成一六年度の受給状況は、日本学生支援機構からは、第一種八四八名、第二種一、五七二名です。地方公共団体その他からは、二二二名で学生の四一・二％が受給しています。

このように授業料免除申請者ないし免除者及び奨学金受給者は、増加の一途を辿っています。片や経済的な理由で退学・休学する学生の傾向も顕著になっていました。これに追い打ちをかけるように、平成二〇年九月に起こったリ

ーマン・ブラザーズの経営破たんが引き金となった世界的な金融危機が起こり世界同時に急激な経済不況が拡がりました。本学でも、その主たる家計支持者が、会社の業績悪化等により解雇されたり、自営業では景気悪化により事業が倒産するなど、家計が急変することによる、入学料の納入が困難な平成二二年度入学生が生じることが予想されました。

また、この経済不況による学生の就職内定が取り消される事態が本学においても生じました。これにより、引き続き本学に在籍して就職活動を行う学生もいました。

以上の状況を踏まえ、当時の長谷川照学長から「国立大学の使命の一つは、経済的状況で進学出来ない人をなくしていく。」という教育の機会を保障する姿勢が示され、強いリーダーシップのもと緊急支援の指示を受けました。以降、平成二二年度において実施した四つの緊急支援策を紹介します。

### 三 緊急支援策の内容

一つ目は、平成二二年度入学生に対する入学料の免除です。佐賀大学入学料及び授業料免除等規程では、入学料免除対象者となる事由として（１）大学院の研究科に入学す

る者で、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合（２）入学前一年以内に、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難と認められる場合（３）前号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合、と定めています。今回、この第三号を適用して、「学部に入學する者で、平成二〇年九月以降、学資負担者が事業者側の一方的な理由により解雇された場合又は景気悪化により事業が倒産した場合で、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合」も学長が相当と認める事由として取り扱うことにしました。

二つ目は、平成二二年度在學生に対する授業料の免除です。これは、学内予算で二〇名分の免除実施可能額を特別枠で確保し、今般の経済不況に伴う家計困窮學生と就職内定取消學生を対象者として実施しました。通常の授業料免除と区別するために、家計困窮學生とは、本学に在籍する學生（科目等履修生、研究生及び留學生を除く。）で、平成二〇年九月以降、学資負担者が事業者側の一方的な理由により解雇された場合又は景気悪化により事業が倒産した

場合で、経済的理由によって授業料の納付が困難な者となりました。ただし、当該年度の留年生、修業年限を超えて在籍する者は、病气、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、選考の対象としていません。

選考は「佐賀大学入学科及び授業料免除等規程」及び「佐賀大学入学科及び授業料免除選考基準」に基づき実施しましたが、「学業成績基準」は満たしているものとみなして取り扱いました。

就職内定取消学生とは、平成二〇年九月以降の経済不況により事業者側の一方的な理由による就職内定取消等の事態になり、引き続き本学に在籍する学生（留年生、進学者又は研究生）としました。さらに半期ごとの申請とはせず年額を対象としました。

選考は、申請書類及び面談により審査を行いました。これは、国立大学では初めての試みだったと聞いています。

三つ目は、平成二〇年度授業料未納者に対し、個々の相談に応じたうえで、理由によっては平成二〇年度に限り納入期限を延長（年度を越えた納入期限の延長も可能）することになりました。

最後に四つ目は、日本学生支援機構が運営する奨学金

「緊急採用（第一種）、応急採用（第二種）」制度を周知し、利用希望者（主たる家計支持者の失職・破産・会社の倒産・病气・死亡又は火災・風水害等による家計急変のため、緊急に奨学金の必要が生じたもの）があった場合は、随時同機構に推薦することとしました。

#### 四 支援策の成果

これらの支援策を実施した結果は次のとおりでした。

一つ目の、入学科免除については、四名が申請し、二名が全額免除を認められました。

二つ目の、授業料免除特別枠については、家計困窮学生対象が、前期には一七名申請し、全額免除一六名、半額免除一名に、後期には一九名申請し、全額免除一六名、半額免除一名、そして就職内定取消学生対象が、前期には二名申請し、全額免除二名が認められました。なお、実質、学業成績基準は満たしているものとみなして取り扱った者に、家計困窮学生対象で一名でした。

このように、授業料免除特別枠（二〇名分）は、幸いにしてこの確保した免除者数まで申請がありませんでしたので、全額免除対象を同基準適格どりに全額免除者として拾い上げることが出来ました。しかし、一般枠（後期）の

方で、申請者数九八九名（うち一般枠九〇五名）、全額免除者数六四名（うち一般枠〇名）、半額免除者数八二五名（うち一般枠八一四名）となり、これまで一度もなかった半額免除対象者を除外（一名）するという、必然的に全額免除者が〇名となる事態が生じました。そこでこのため特別枠（免除予算額）の残額運用について、本学「拡大役員懇談会」での協議を経て、最悪の事態を緊急避難的に回避できたのも成果と言えるところです。

三つ目の、授業料の後期末納者一名については、年度を越えて四月末日まで納入期限を延長しました。

四つ目の、日本学生支援機構への緊急採用・応急採用については、一、二名を推薦しました。

## 五 おわりに

平成二二年度においては、これらの緊急支援策により緊急な経済不況に伴う家計困窮学生並びに内定取消学生などを少なからずとも救済することができました。

それ以降も景気回復の兆しは見えずつ家計困窮学生が増えることが予想されて、当然、政府（文科省）も平成二二年度予算措置として、意欲と能力のある学生が経済状況に関わらず修学の機会を得られるように国立大学の授業料免除

枠を拡大（運営費交付金算定上五・八%↓六・三%）しました。一方で政府予算の事項組替（社会人等の再チャレンジ支援プログラムに係る授業料減免の廃止）が行なわれました。このような背景やさらに授業料免除申請者の増加が見込まれる中、従来の方式（免除対象者最下位まで救済）で平成二二年度も継続すべく、本学法人（財務当局）に要望を出しました。本学法人は同申請者数等の推移を見るとして現在に至っています。平成二二年度前期は辛うじて二八名の全額免除者を出すことができました。

現在、後期の授業料免除の書類審査を行っているところですが、申請者が一、〇八九名（前期より約一〇〇名増）と大台に乗っていますので、場合によっては、補正予算を編成してもらう必要も考慮せざるを得ない状況です。

加えて、平成二三年度においては、政府は全省庁に対し歳出予算の概算要求枠を前年度比一〇%削減とした上で、別途「元気な日本復活特別枠」に要望することが可能な仕組みとしました。そこで文科省は、概算要求枠から授業料免除枠の見直しとして全額減し、別途要望（特別枠）として提出しています。現在、政策コンテスト（パブリックコメント）の組上上がり、今後、更なる授業料免除枠の拡大が継続されるのか不透明な状況にあります。

目先の財源的な話に終始しましたが、本質は教育の機会均等があり、そこには教育に対して受益と負担の問題も避けられません。もちろん学生が最大の受益者となりますから、その高等教育により社会に出て収入を得たら、後の世代に何らかの社会還元をすべきだろうという考えもあります。但し、この高等教育を受けることによつて役に立つのは学生本人のみならず社会もまた多くの利益を得るという側面もあります。また、教育は世代から世代へと知識を伝達していく機能だとも考えられるなら教育コストは社会が、現役世代が税によつて負担すべきという考えもあり教育政策が取られていると思います。

しかし、大学のユニバーサル化が言われて久しいこの時代の学生は、教育費を保護者の負担に依存し得る者ばかりでないという状況が見られます。多くは生活費を稼ぐためにアルバイトをするなど時間的・経済的制約に縛られています。中には、この制約のため成績が振るわず免除不許可になるという悪循環に陥ったり、却つて留年して授業料を余計に払うはめになったりしています。時に、全額国庫負担の無利子奨学金と授業料減免の制度利用者に社会貢献活動への参加も条件（家計・学業成績基準の外）に加えるといった報道・議論があります。賛否分かれるところ、これ

には受益と負担という考えも入っているのかと思います。このような時代の教育・学生支援は、さらに国自身が根幹政策として本質を見極めながら新たな制度的見直しも必要であろうし、嘗つて、授業料標準額の引き上げ時に全国国立大学で唯一、金額を据え置いた（三年間）本学でもあるところ、今期中期目標・計画に独自の授業料減免と奨学金の制度設立を掲げており、これが急がれ、また、英知・英断が期待されるところです。